

7. 地球物理業務について

〔諮問〕

不 詳

〔答申〕

総発第129号の1
昭和25年3月28日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

日本学術会議会長代理
高 木 貞 二

地球物理業務に関する諮問について答申
(昭和24年9月20日付科第110号による諮問に対する答申)

標記のことについて、本会議においては別紙のとおり答申いたします。

なお、このことについては、本会議は特に委員会を設けて審議し、その成案を3月25日開催の運営審議会に諮って可決したものでありますから申し添えます。

政府に属する地球物理業務機関における研究は左記の條項に適合する機構の下に行われることを適當とする。

1. 研究はその機関が主管する事業及びその機関が担当するを適當とする観測の成果向上に寄与すべき事項に対して奨励されるべきである。しかし主管業務から遊離した純学術的研究に迄は深入りすべきでない。上記の研究範囲については各機関長の良識と責任ある判断を期待する。

2. 研究に当っては独善におちいらないよう常に学界と密接な連絡を保ち、他機関における研究との無用な重複をさけるべきである。特に要望される研究で当該機関のみでは充分なる遂行が期待されない部分については適当な研究機関に委嘱し、かつその達成を援助することが望ましい。
3. 有益な研究の結果はこれを出版公表すべきである。しかしその為には観測、測定の結果及び編集物等の出版公表に支障をきたすことがあってはならない。
なお研究に必要な故をもって、資料を保蔵しその公知方を遅らせることがあってはならない。
4. 国際的協力の目的をもってする各機関の観測調査計画及びその成果の処理方法等に関しては日本学術会議の助言を求めることが望ましい。